

教育並びに資格認定要項

(架空送電線路工事従事者用)



平成15年3月

社団法人 送電線建設技術研究会

教育並びに資格認定要項 (架空送電線路工事従事者用)

緒 言

この「教育並びに資格認定要項」は、「工事従事者教育大綱」(昭和52年2月に工事従事者教育指針として制定,平成2年11月に見直し・改名)及び「教育実施並びに資格認定要項」(昭和56年5月に教育特集として発刊,平成2年11月に見直し)の一本化,現場代理人の2ランク制の導入等を見直しを平成12年8月より着手し,平成15年3月に成案を得たので発刊するものである。

この見直しに関与した委員は,次のとおりである。

教 育 委 員 会

委員長	田中輝彦(開発電気)	特別参加	澤田知義(送研)
委員	八反田晃弘(北弘電社)	〃	丸山恵(送研)
〃	加藤健治(岳南建設)		
〃	長島洋雄(大興電気工業)		
〃	鈴木達雄(ヒメノ)		
〃	森慶人(北陸電気工事)		
〃	古川修次(栗原工業)		
〃	大上善範(中電工)		
〃	相原信也(四電工)		
〃	今村光良(東光電気工事)		
幹事	野田幸一(関電工)		

教材等専門委員会

委員長	古川修次(栗原工業)	特別参加	田中輝彦(開発電気)
委員	赤木康之(東京電力)	〃	外山悌三(特別会員)
〃	佐々木紳哉(ユアテック)	〃	田中雄(菱星電設)
〃	野田幸一(関電工)	〃	澤田知義(送研)
〃	大和田憲也(佐藤建設工業)	〃	丸山恵(送研)
〃	早坂栄夫(特別会員)		
〃	近藤広行(ヒメノ)		
〃	足立幹雄(関電興業)		

ま え が き

近年の日本経済は、バブル経済崩壊後、右肩上がりの高度成長からデフレ縮小型経済へ変化してきている。経済の変化に伴い電力需要は長期的な予測においても鈍化傾向にあることと、電力自由化に向けたコスト削減要請とが重なり電力会社の送電線への投資は大幅な削減が予想されている。このような社会環境では、送電線建設工事に従事する技術者は、従来にも増して少数精鋭による高度な技術レベルの維持が求められる。

一方、我が国における送電線のネットワークは、電力の安定供給に必要な不可欠で、設備は地域社会と共存している。今後送電線の建設機会が減少しても送電線の維持継続に伴う周辺用地・環境問題などに対する地域社会からの設備改善要請や送電線の経年劣化に伴う増改良工事などに対応できる技術・技能の維持が必要となる。このため各工事会社においては、より複雑化する工事を安全かつ高品質で施工できる技術・技能を研鑽、継承して行く必要がある。

送電線建設技術研究会では、送電線工事業界の技術の高度化、工事環境の多様化に対応するため、工事従事者教育の推進を図る目的で、昭和52年に工事従事者教育大綱を制定し、その後昭和56年度には送研理事長認定の現場代理人制度を、昭和63年度には送研理事長の委嘱による支部長認定の作業班長制度を発足させた。一方大綱に基づいて関連教材の刊行、教育体系の整備を推進し、現場代理人から作業員に至る全工事従事者の教育を体系的に進めるとともに、工事監督者の資格認定制度も定着させるなど、関係各方面の努力により技術・技能教育に多大な成果を収めてきた。

こうした背景を踏まえ、今後の教育のあり方について、アンケートによる調査結果を基に、工事従事者の体系的教育を維持し、より活用しやすい現場代理人資格の確立を目的に、「工事従事者教育大綱」と「教育実施並びに資格認定要項」を一体化した改定を行った。

今回の改定は、主として建設業法に基づく施工管理技士の配置を考慮しており、その要点は次のとおりである。

- ① 現場代理人と上級現場代理人の2ランク制とする。
- ② 上級現場代理人は施工管理技士1級資格相当を有し、所定の実務経験を必要とする。
- ③ 新規現場代理人資格申請には施工管理技士2級資格相当を必要とする。
- ④ 現場代理人の資格更新期間を3年から5年に変更する。

送電線建設技術研究会の各工事会社においては、教育の成果を上げるために、本要項に基づいて各支部、電力会社の協力の下に教育内容の一層の充実を図り全国に共通した高度な知識と資格を有する技術者の育成が望まれる。

教育並びに資格認定要項目次

1	教育体系	1
1.1	教育対象者	1
1.1.1	現場代理人	1
1.1.2	作業班長	1
1.1.3	作業責任者	1
1.1.4	作業員	1
1.2	教育推進体系	1
1.2.1	教育担当個所と役割	2
1.2.2	教育方法	3
1.2.3	教材	3
2	教育の実施	4
2.1	教育課程	4
2.1.1	現場代理人	4
2.1.2	作業班長	4
2.1.3	作業責任者及び作業員	4
2.2	現場代理人教育実施基本計画	4
2.2.1	実施年度と時間数	5
2.2.2	教育方法	5
2.2.3	教育記録の作成	5
2.3	作業班長教育実施基本計画	5
2.3.1	時間数及び資格種別	5
2.3.2	教育方法	5
2.4	作業責任者・作業員教育実施基本計画	5
2.4.1	教育内容	6
2.4.2	教材	6
2.4.3	教育方法	6
2.5	労働安全衛生法等に定める諸資格の取得	6
3	教育成果の評価とフォロー	74
3.1	教育成果の評価	74
3.2	教育成果のフォロー	74
3.3	指導上の配慮	74

4	工事監督者の資格認定制度	77
4.1	資格認定制度	77
4.2	工事監督者の資格認定種類及び認定者	77
4.2.1	送研現場代理人	77
4.2.2	作業班長	77
4.3	資格認定選考委員会	77
4.3.1	送研本部	77
4.3.2	送研支部	77
5	現場代理人の資格認定	78
5.1	申請手続き	78
5.1.1	工事会社の内申	78
5.1.2	申請資格要件	78
5.1.3	実務経験	78
5.1.4	指導監督的な実務経験	78
5.2	認定の手順	80
5.2.1	内申書の審査及び資格認定試験の通知	80
5.2.2	認定試験	80
5.2.3	認定の手続き	80
5.2.4	特別講習会の受講	81
5.3	資格認定証の交付	81
5.4	資格認定証の更新	81
5.4.1	更新時期	81
5.4.2	申請手続き	81
5.4.3	資格更新の手順	81
5.4.4	所属工事会社等の変更時の取扱い	83
5.5	資格認定証紛失時の取扱い	85
5.5.1	申請手続き	85
5.5.2	交付の手続き	85
5.5.3	再交付の通知	85
5.6	認定資格の停止及び取消し	85
6	上級現場代理人資格の認定	86
6.1	申請手続き	86
6.1.1	工事会社の内申	86
6.1.2	申請資格要件	86
6.1.3	実務経験内容	86

6.2	認定の手順	86
6.2.1	内申書の審査	86
6.2.2	認定の手続き	86
6.3	資格認定書の交付	87
6.4	資格認定証の更新	87
6.4.1	更新時期	87
6.4.2	申請手続き	87
6.4.3	資格更新の手順並びに特別講習会の受講	87
6.4.4	所属工事会社等の変更時の取扱い	87
6.5	資格認定証紛失時の取扱い	87
6.6	認定資格の停止及び取消し	87
7	作業班長の認定	88
7.1	申請手続き	88
7.1.1	工事会社の内申	88
7.1.2	実務経験	88
7.1.3	指導監督的な実務経験	88
7.2	認定の手順	88
7.2.1	内申書の審査及び資格認定試験の通知	88
7.2.2	認定試験	88
7.2.3	認定手続き	90
7.2.4	特別講習会の受講	90
7.3	資格認定証の交付	90
7.4	資格認定証の更新	90
7.4.1	更新時期	90
7.4.2	申請手続き	90
7.4.3	資格更新の手順	90
7.4.4	所属工事会社等の変更時の取扱い	92
7.5	資格認定証紛失時の取扱い	92
7.5.1	申請の手続き	92
7.5.2	交付の手続き	92
7.5.3	再交付の通知	92
7.6	認定資格の停止及び取消し	92

様式

様式-1	送研現場代理人資格認定内申書（表，裏）	93
様式-2	現場代理人資格更新申請書	95
様式-3	送研現場代理人辞退届出書	97
様式-4	送研現場代理人転出申請書	99
様式-5	資格認定証再交付申請書	101
様式-6	作業班長資格認定内申書（表，裏）	103
様式-7	作業班長資格更新申請書	105
様式-8	作業班長辞退届出書	107
様式-9	作業班長転出・転入申請書	109

記入例

様式-1	送研現場代理人資格認定内申書（表，裏）	111
	送研現場代理人資格認定内申書（上級現場代理人 表，裏）	113
様式-6	作業班長資格認定内申書（表，裏）	115

以上